



平成30年2月23日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### (経過報告) 当社子会社に対する 暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ

当社が、平成30年2月20日付「(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease Holding PTE. LTD. (以下、「GLH」といいます。) に対し、暫定的資産凍結命令申立訴訟が提起されていることをご報告させていただいておりましたが、本日、GLHは、シンガポール共和国高等裁判所から、当該暫定的資産凍結命令を取り消し一切の効力を消失させたとの報告を受けたとのことです。本件について、GLHの代理人を通じて、本日当社に報告がありましたので、当該内容につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 経緯

J Trust 株式会社の子会社である J Trust Asia. Pte. Ltd. (以下「JTA」といいます。) は、当社連結子会社 Group Lease PCL. (以下、「GL」といいます。) の転換社債 (合計 2 億 1 千万米ドル) を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、これまでもご説明しておりましたとおり、JTA は GL に対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債 (1 億 8 千万米ドル相当) の全額一括返済を要求しておりました。GL といたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることとはなく、JTA は、GL 及び GLH 等が、投資家に対し 1 億 8 千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GL が健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL 及び GLH 等に対し損害賠償を求めるべく、複数の国において訴訟を提起しておりました。

GL 及び GLH といたしましては、法廷で当社の正当性を主張すべく対応を進めておりましたが、本日、これら JTA が提起していた訴訟のうち、シンガポール共和国における、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他 1 社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への 1 億 8 千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止する命令を取り消し、一切の効力を消失させる判断が下されたものです。

## 2. 訴訟の相手方の概要

(1)	名称	J Trust Asia Pte. Ltd.
(2)	所在地	シンガポール共和国
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤澤信義

## 3. 本件の内容

シンガポール共和国高等裁判所において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他 1 社に対し実施されていた暫定的資産凍結命令を取り消し、一切の効力を消失させたとの内容です。

## 4. 今後の見通し

今後、GLH に対して、本件に関して、シンガポール共和国高等裁判所より上記判断に関する書面を受領する予定です。今後の対応につきましては、当社は、GLH より、当該書面を受領し、その内容を精査した後、改めて公表させていただきます。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以上